

旅館業法に基づく処分について、旅館業法第9条第2項の規定に基づき、聴聞の期日における審理は公開により行います。ついては、京都市行政手続法及び京都市行政手続条例の施行に関する規則第10条の規定に基づき次のとおり公示します。

令和5年1月19日

京都市長 門川大作

#### 聴聞の期日及び場所

聴聞の期日	場所
令和5年2月13日(月) 午前10時00分	京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200番地 千代田生命京都御池ビル3階会議室
令和5年2月13日(月) 午前10時30分	
令和5年2月13日(月) 午前11時00分	
令和5年2月13日(月) 午後2時30分	
令和5年2月13日(月) 午後3時30分	
令和5年2月13日(月) 午後4時00分	
令和5年2月14日(火) 午前9時00分	
令和5年2月14日(火) 午前9時10分	
令和5年2月14日(火) 午前9時20分	
令和5年2月14日(火) 午前9時30分	
令和5年2月14日(火) 午前9時40分	
令和5年2月14日(火) 午前9時50分	
令和5年2月14日(火) 午前10時00分	
令和5年2月14日(火) 午前10時10分	
令和5年2月14日(火) 午前10時20分	
令和5年2月14日(火) 午前10時30分	
令和5年2月14日(火) 午前10時40分	
令和5年2月14日(火) 午前10時50分	

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)